

城陽市都市計画マスタープラン（改定骨子案）及び城陽市
立地適正化計画（骨子案）について

城陽市都市計画マスタープラン（改定骨子案）及び城陽市立地適正化計画（骨子案）について、以下のとおり報告します。

1 城陽市都市計画マスタープランの策定等経過及び改定趣旨

都市計画マスタープランは都市計画法第 18 条の 2 に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものであり、本市においては、平成 14 年 3 月に策定し、平成 21 年 3 月、平成 30 年 3 月に計画改定を行っています。

今回、令和 6 年 12 月に城陽市都市計画マスタープランの上位計画である京都府都市計画区域マスタープラン（宇治都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）が改定されたことから、社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、10 年先を見据えたまちづくりを進めていくため、城陽市都市計画マスタープランの改定を行うものです。

2 城陽市立地適正化計画の新規策定及び策定趣旨

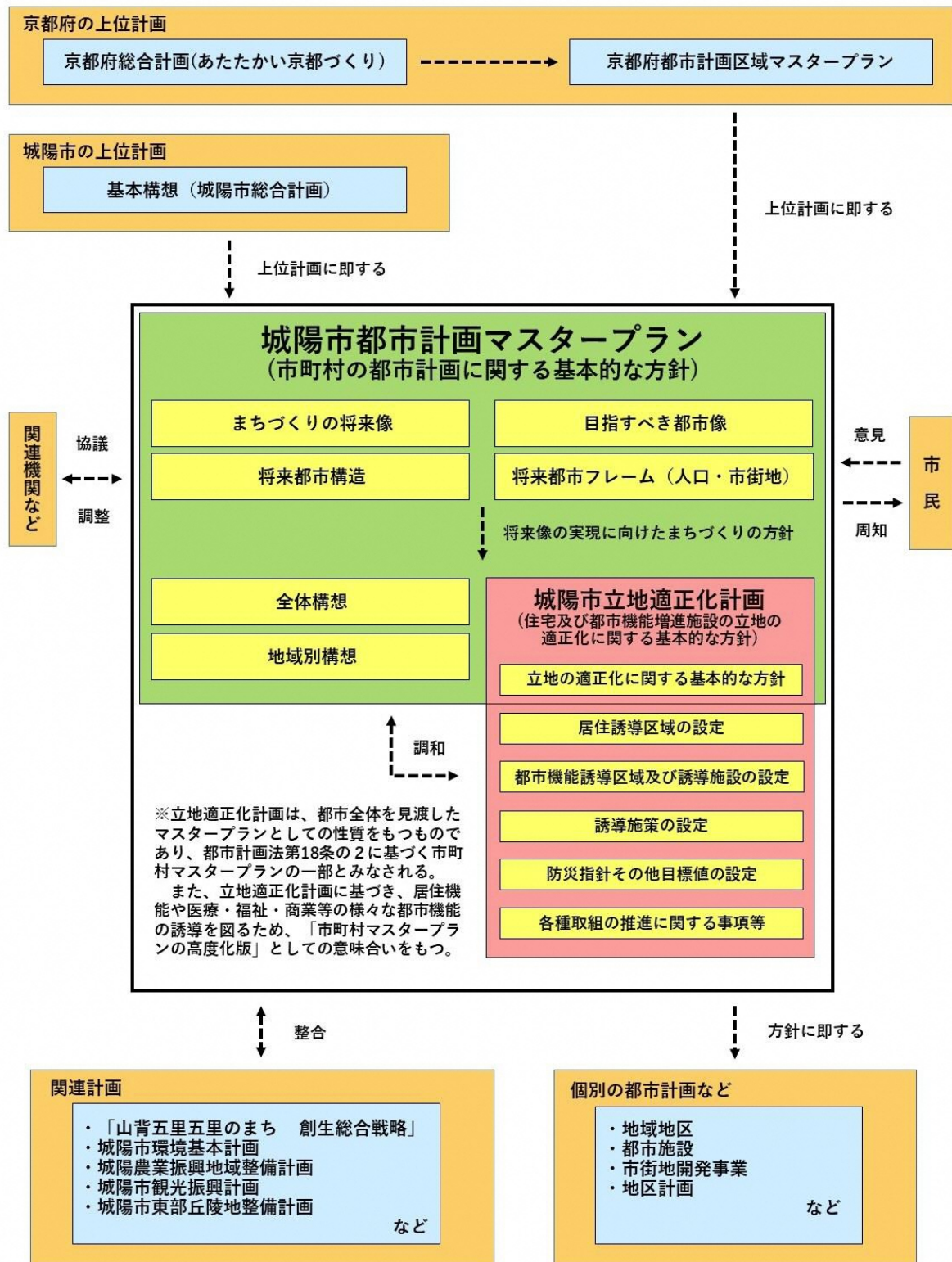
城陽市立地適正化計画に基づく「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりとして、駅を中心とした各拠点周辺へ医療・福祉・商業等の都市機能の誘導を図るとともに、都市機能への交通アクセスを確保し、居住地の人口密度を維持することにより、社会経済情勢の変化等に伴う様々な行政課題に対応し、都市機能の高度化や居住環境の向上による「都市の再生」と持続可能なまちづくりを進めるため、都市再生特別措置法第 81 条に基づき、城陽市立地適正化計画の新規策定を行うものです。

3 城陽市都市計画マスタープラン及び城陽市立地適正化計画の位置づけ【資料 1】

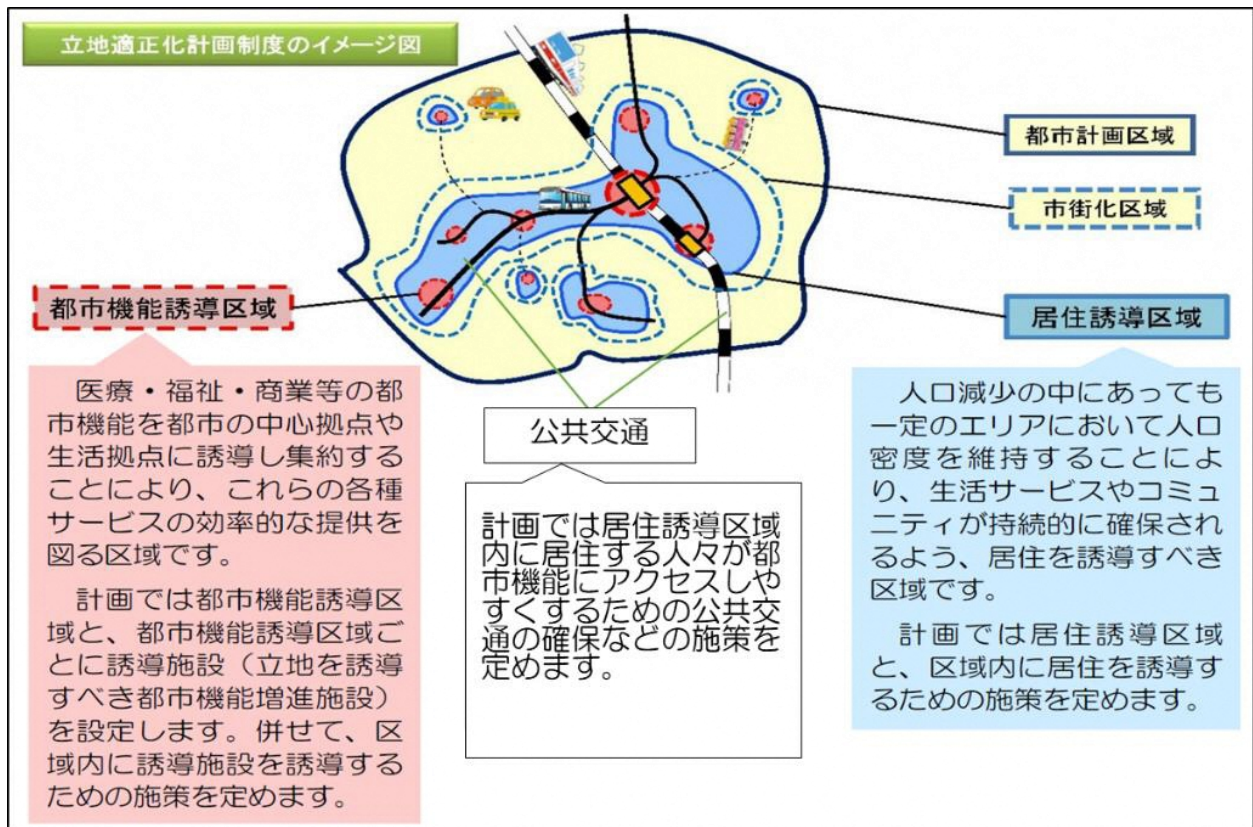
- 4 立地適正化計画制度のイメージ図【資料 2】
- 5 城陽市都市計画マスタープランにおける将来都市フレーム（案）
【資料 3】
- 6 城陽市都市計画マスタープランにおける目指すべき都市像（案）
【資料 4】
- 7 城陽市都市計画マスタープラン（改定骨子案）【資料 5】
- 8 城陽市立地適正化計画（骨子案）【資料 6】
- 9 スケジュール

令和 7 年第 2 回定例会	常任委員会報告（骨子案）
令和 7 年第 3 回定例会	常任委員会報告（原案）
令和 7 年 1 1 月	城陽市都市計画審議会（原案）
令和 7 年 1 1 月～1 2 月	パブリック・コメント
令和 8 年 2 月	城陽市都市計画審議会（計画案）
令和 8 年第 1 回定例会	常任委員会報告（計画案）

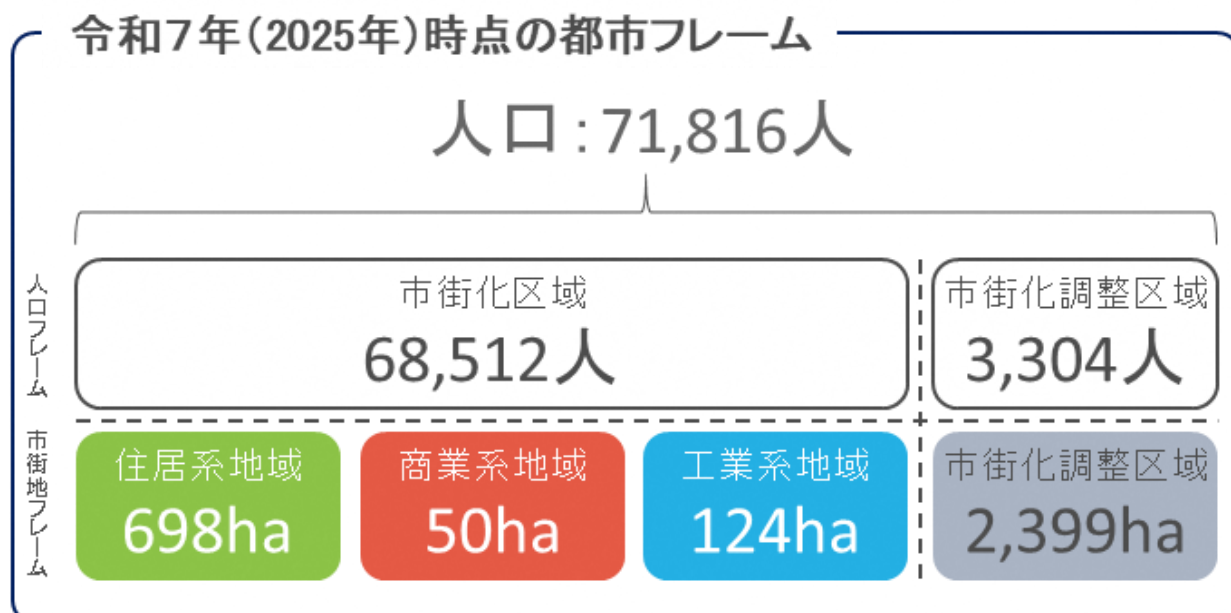
城陽市都市計画マスタープラン及び城陽市立地適正化計画
の位置づけ



立地適正化計画制度のイメージ図

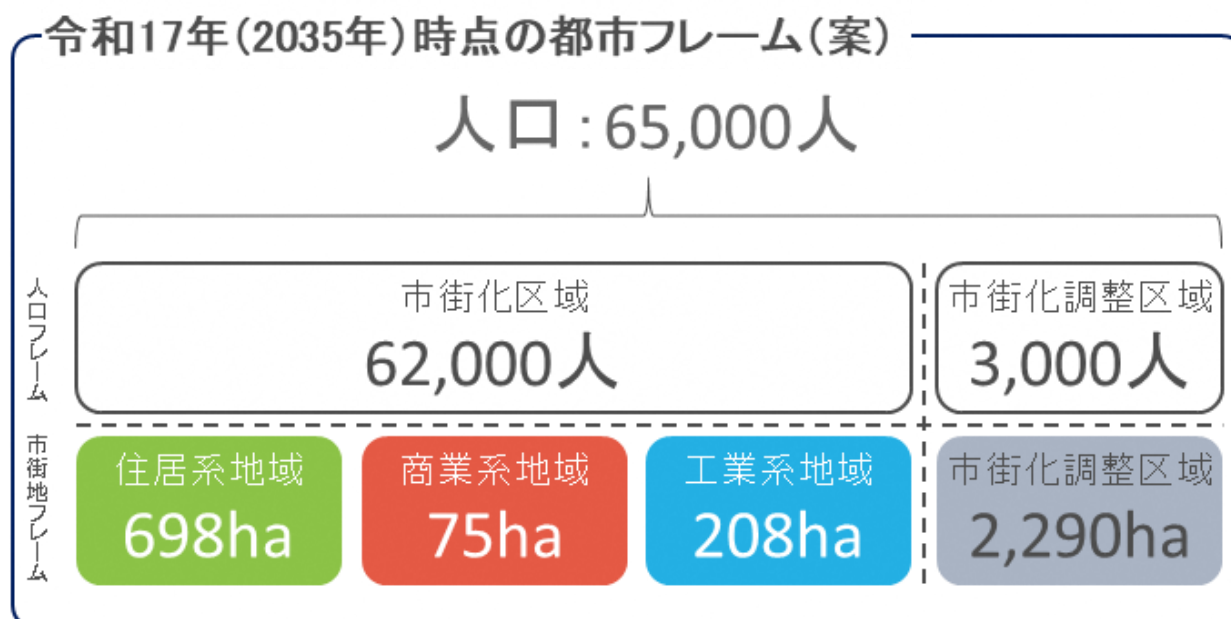


城陽市都市計画マスタープランにおける将来都市フレーム
(案)



※令和7年時点の人口(71,816人)

令和7年4月1日時点 京都府推計人口における城陽市推計人口



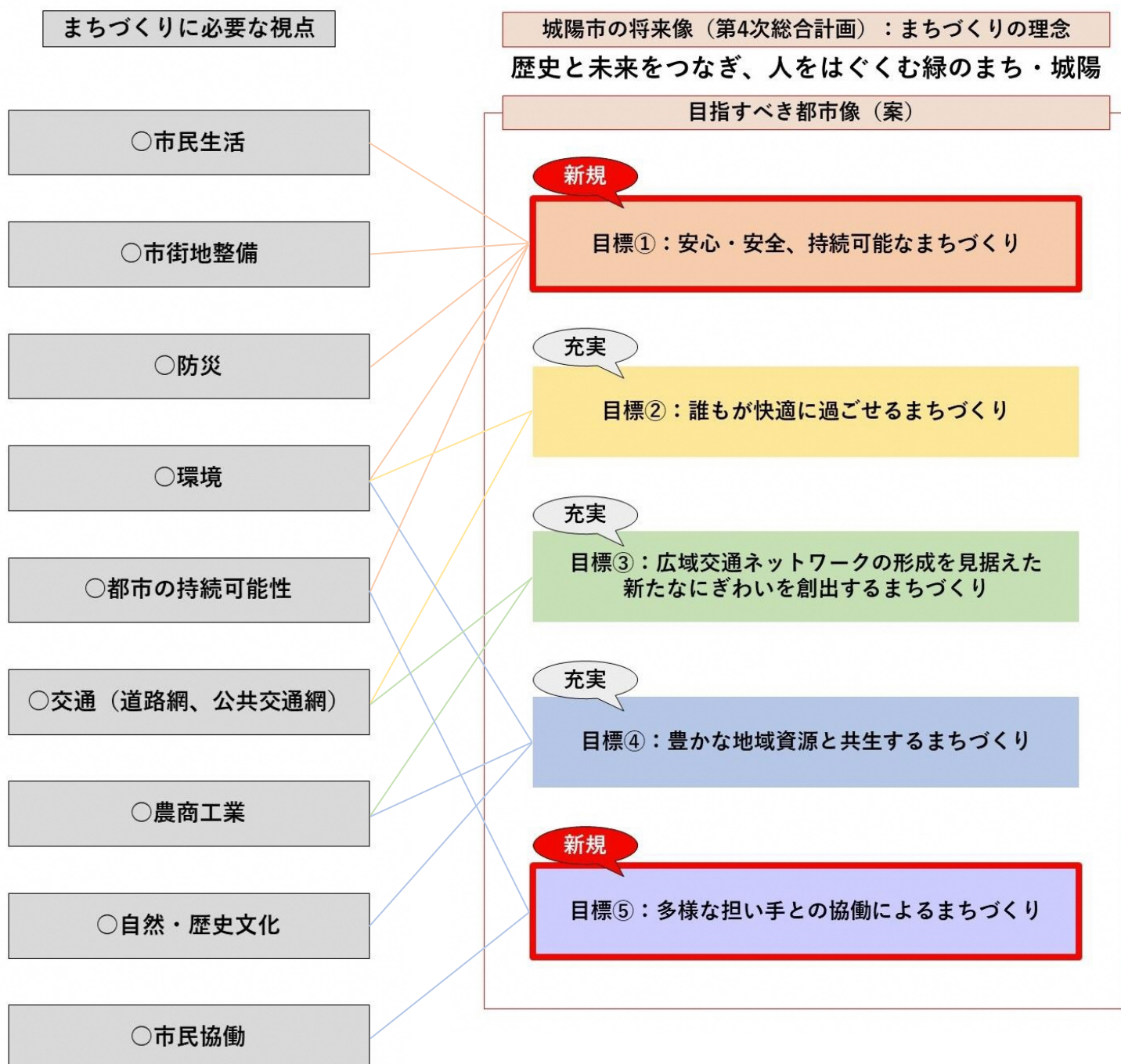
※令和17年時点の人口(65,000人)

第3次「山背五里五里のまち 創生総合戦略」 第2章 3. 将来人口推計

(1) 人口推計のシミュレーション 人口戦略会議準拠

2035年64,834人を基に設定

城陽市都市計画マスタープランにおける目指すべき都市像
(案)



城陽市都市計画マスタープラン（改定骨子案）

第 1 章 城陽市都市計画マスタープラン改定の背景

第 2 章 城陽市の現状整理

第 3 章 全体構想

第 4 章 分野別方針

第 5 章 地域別構想

第 6 章 まちづくりの推進方策

城陽市立地適正化計画（骨子案）

第 1 章 城陽市立地適正化計画策定の背景

第 2 章 城陽市の現況・課題

第 3 章 まちづくりの方針

第 4 章 居住誘導区域

第 5 章 都市機能誘導区域及び誘導施設

第 6 章 誘導施策

第 7 章 届出制度・勧告制度

第 8 章 防災指針

第 9 章 目標指標と進行管理